

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、一般財団法人A（以下「会社」という。）に雇用され、当初は、会社が運営するBプラザにおいて清掃業務に従事していた。その後、被災者は、平成〇年〇月からはCプラザ（以下「前事業場」という。）、平成〇年〇月からはDプラザ（以下「事業場」という。）において、事務職として勤務していた。

被災者は、同年〇月〇日、自宅において縊死した状態で請求人に発見された。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時頃（推定）」、「直接死因：縊死」、「直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：うつ病」、「死因の種類：自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの『F32 うつ病エピソード』を発病した。」旨述べているところ、請求人らも、被災者が同時期に同疾病を発病した旨主張している。

(3) しかしながら、この点、平成〇年〇月〇日付けE医師作成の意見書及び被災者に係る健康保険診療状況を精査すると、被災者は、平成〇年〇月〇日にFクリニックにおいて、「神経症（対人恐怖型）及びうつ状態」と診断され、その後、平成〇年〇月（被災者が自殺した月）までの期間、継続的に同クリニックに受診し、投薬治療及び精神療法を受けていたことが認められる。当審査会としては、同期間において、被災者が同クリニックへの通院を中断し、明らかに同疾病が寛解したと認められる事情を確認できないことから、被災者の同疾病は寛解することなく、死亡に至る時点まで続いていたと考えることが相当であ

ると判断する。

したがって、当審査会は、被災者が平成〇年〇月頃に ICD-10 診断ガイドラインの「F4 神経症性障害」を発病したものと判断し、同時期から遡るおおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における出来事を検討すると、以下のとおりである。

ア まず、評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 次に、請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて以下「請求人ら」という。）は、評価期間中の出来事として、被災者がGから嫌がらせを受けていた旨主張しており、その具体的内容は、①被災者が作成した文章のみ、他の同僚にはしないような修正を指示したり、②被災者が仕事で自転車を使用していた際に、「サドルを高くして足がのびるようにしろ。」と指示したり、③被災者の社用の携帯電話料金が無料であったことに対して文句を言ってきたというものであるが、一件記録を精査するも、上記②及び③の出来事については、これらの出来事があったことを客観的に裏付ける資料は見当たらず、認定基準別表1の具体的出来事として評価することはできない。

上記①の主張については、Hが「Gが被災者の作成した文章に関して細かい指示をしていたことは覚えている。Gが勉強のつもりで指導したのか、いじめようと思ったのかはわからない。」旨述べていることから、Gが被災者に対して嫌がらせの意図を持っていたかどうかは定かでないものの、文章作成に係る細かい指示をしていたことは事実であると推認する。

そこで、同主張については、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討したが、Gの被災者に対する文書作成指示が細部にわたるものであり、被災者にとって一定の心理的負荷があったと推認しても、かかる指示が不必要なまでに繰り返されたり、また、指示に伴い強い叱責があった等の事情は認められないことから、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 以上のとおり、評価期間中の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」の

出来事が1つであることから、全体評価も「弱」と判断することが相当であり、被災者に発病した「神経症性障害」は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(4) なお、監督署長及び審査官は、平成〇年〇月〇日付け専門部会作成意見書を踏まえ、「被災者は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの『F32 うつ病エピソード』を発病した。」と判断し、請求人らも同判断を是認した上で意見を述べていることから、当審査会は、平成〇年〇月頃に発病した「F4 神経症性障害」（以下「旧疾病」という。）が増悪した、又は、被災者の旧疾病は一旦寛解するも、被災者が新たに「うつ病エピソード」を発病したとの可能性についても一応検討することとした。

ア まず、請求人らは、平成〇年〇月頃から遡るおおむね6か月間の出来事として、①前事業場における本件プレゼンの失敗によって、会社が前事業場から撤退を余儀なくされたこと、②事業場への異動後の人間関係トラブル、③通常業務に加え、平成〇年度の前事業場の決算業務が負担であったことを主張するも、これらの出来事は、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした。」等の「心理的負荷が極度のもの」等に相当するほど心理的負荷が強い出来事とは認められないものであるから、当審査会としては、被災者の旧疾病が増悪したと仮定した場合にも、業務起因性は認められないものと判断する。

イ 次に、仮に被災者の旧疾病が一旦寛解するも、被災者が、平成〇年〇月頃、新たに「うつ病エピソード」を発病したとみて、上記①ないし③の主張に係る各出来事の心理的負荷についてみても、決定書理由に説示するとおり、請求人に係る業務による心理的負荷の程度は、客観的に精神障害を発病させるおそれがあるものとは認め難いものであると判断する。

なお、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。